# 小矢部市いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 (平成 28 年 11 月改定)

小矢部市教育委員会

# 目 次

第」	1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
]	1 基本理念	1
2	2 いじめの定義	1
	(1) いじめの理解	2
	(2) いじめ解決の判断	2
5	3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの未然防止	2
	(2) いじめの早期発見	3
	(3) いじめへの対応	3
	(4) 地域や家庭との連携	3
	(5) 関係機関との連携	4
第2	2 いじめの防止等のための対策内容に関する事項	
1	1 市が実施する施策	4
2	2 学校が実施する施策	5
第3	3 重大事態への対処	
]	1 重大事態の発生と調査	7
2	2 調査結果の提供及び報告	C

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

# 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り巻く大人一人一人が、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との強い認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指す。

- ・ いじめは、全ての子どもに関係する問題である。いじめの防止等の対策によって、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ・ 全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策によって、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにする。
- ・ いじめの防止等の対策によって、いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

# 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)において、いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」(法第2条)。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることな く、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(法第22条)を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

#### (1) いじめの理解

いじめとは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせうる。

いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の集団活動の 構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白が ったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を 払い、集団的にいじめを容認しない雰囲気が形成されるようにすることが必要で ある。

#### (2) いじめ解決の判断

いじめの解決とは、いじめた子どもによるいじめられた子どもに対する謝罪の みで終わるものではなく、両者を始めとする他の子どもたちとの関係修復を経て、 双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新た な活動に踏み出すことをもって判断する。

# 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

# (1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の対応が重要である。
- ② 全ての子どもをいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築 できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、 関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

- ④ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことが必要である。
- ⑤ 全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが重要である。
- ⑥ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域・ 家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努める。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ あいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で 行われることを認識する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ④ 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して子どもを見守る。

#### (3) いじめへの対応

- ① いじめを確認した場合、学校は直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に複数の教員で対応を行うことが必要である。また、その後の再発防止に努めることが必要である。
- ② 家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対応について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ④ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に 警察に相談することが必要なものや、子どもの生命、身体又は財産に重大 な被害が生じるなど、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。 これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮から、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要である。

#### (4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように

するため、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

## (5) 関係機関との連携

- ① 学校や市教育委員会において、いじめる子ども等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難な場合等には、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要である。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や市教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

# 第2 いじめの防止等のための対策内容に関する事項

# 1 市が実施する施策

- (1) 学校の設置者として次のことを実施する。
  - ① 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を支援する。
  - ② いじめの防止に資する活動であって、その学校に在籍する子どもが自主的 に行うものに対する支援、その学校に在籍する子ども及びその保護者並びに その学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な対応を行う。
  - ③ いじめを早期に発見するため、その学校に在籍する子どもに対する定期的 な調査、その他の必要な対応を行う。
  - ④ その学校に在籍する子ども及びその保護者並びにその学校の教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
  - ⑤ その学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な対応を行う。
  - ⑥ その学校に在籍する子ども及びその保護者が、発信された情報の高度の流 通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特 性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に 対応することができるよう啓発活動や関係機関と連携した対策を実施する。
  - ⑦ いじめ発生の報告を受けたときは、必要に応じ、その学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な対応を行うことを指示し、又はその報告に係る事業について自ら必要な調査を実施する。

- ⑧ 教職員が子どもたちと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいく ことができるようにするため、事務機能の強化等、学校マネジメントを担う 体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- (2) 家庭や地域に対して次のことを実施する。
  - ① いじめに係る相談制度又は救済制度等について、広報及び啓発活動を実施する。
  - ② 学校と家庭、地域、社会教育団体などが、地域ぐるみでいじめ防止に対応できる体制を構築する。

# 2 学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
  - ① 学校いじめ防止基本方針の策定
    - ア 学校は、国の基本方針、県の基本方針及び市の基本方針を参酌し、その 学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」と いう。)を策定する。
    - イ 学校基本方針には、道徳教育の充実、早期発見のための対応、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策等を含め、いじめ防止等全体に係る内容を定める。
    - ウ 学校基本方針を策定するにあたっては、方針を検討する段階から家庭・ 地域の方の参画を得て、地域を巻き込んだ学校基本方針となるようにする。 また、子どもの意見を取り入れるなど、いじめの防止等について子どもの 主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
    - エ 策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開すると ともに、その内容を入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関 等に説明するよう努める。
  - ② いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、その学校におけるいじめの防止等に関する対応を実効的に行うため、 複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構 成される組織を設置する。(名称は各学校の判断による。)

なお、この組織の役割は、主に次のとおりである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と 記録及び共有
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報

の迅速な共有、関係のある子どもへの事実確認の聴取、指導や支援の体制・ 対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための 中核

# (2) いじめの防止等に関する対応

- ① いじめの防止の対応
  - ア いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子ども を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
  - イ 子どもが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度 で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを 行う。
  - ウ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに とらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
  - エ 教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 早期発見のための対応
  - ア いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
  - イ 日頃から、子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示すささ いな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
  - ウ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ③ いじめに対する対応
  - ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた子どもを守り通すとともに、いじめた子どもに対しては、その子どもの人格の成長を目的として、教育的配慮の下、 毅然とした態度で指導する。
  - イ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下 で取り組む。
- ④ いじめの再発防止に対する対応
  - ア いじめが解決した後も継続的観察と定期的なカウンセリングを行う。
  - イ アンケート等を活用し、学級集団の中での意識調査を継続して行う
  - ウ 保護者や地域との連携を深め、継続的な見守りを行う。

# 第3 重大事態への対処

#### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味について

「いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると 認めるとき」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断す る。具体的には、次のケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

また、「いじめにより、相当の期間を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査」における「不登校」の定義を踏まえ、年 間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している ような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、 迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに(不登校重大事態の場合は、7 日以内に)教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

教育委員会は、重大事態発生の報告を受けた場合、当該事案の調査を行う 主体や、どのような調査組織とするかについて判断するとともに、調査を実 施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

また、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、当該調査に並行して、市長等による調査を実施する。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図るものとする。

#### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることから、調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであることから以下の点に留意する。

# ① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童 生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙 調査や聴き取り等調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提 供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査とする。例えば、質 問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校 復帰が阻害されることのないよう配慮等行い、調査による事実関係の確認 とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

また、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

# ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等行う。

#### (自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、 その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

なお、この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考に行う。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、 背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十 分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を 行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、 遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについ て、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、 できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合 的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事 実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する 者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について 必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で 一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、 トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤 解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒 の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなど を踏まえ、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考に報道 の在り方に特別の注意を行う。

#### 2 調査結果の提供及び報告

- (1) 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (2) 情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告するように努めるとともに、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
- (3) 調査結果の報告については、教育委員会を通じ市長に報告する。